

放送設備の安全・信頼性について

令和8年3月6日

総務省 情報流通行政局 放送技術課

- 1. 重大事故等に係る報告義務**
- 2. 放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準**
- 3. 放送停止事故の発生状況**

重大事故等に係る報告義務

重大事故の報告義務

放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、各放送事業者は、重大な事故※の発生後、速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様等について総務大臣に報告するとともに、30日以内に詳細な報告書を提出することとされている。(放送法第113条、第122条、第137条)

報告が必要な重大事故(放送法施行規則第125、157条)(要約)

放送の種類	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者)※			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信用地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種類	<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送 中波放送 超短波放送 短波放送 コミュニティ放送 	<ul style="list-style-type: none"> マルチメディア放送 (V-Lowは空中線電力500W超、V-Highは空中線電力3W(非再生中継方式局は50W)超) 	<ul style="list-style-type: none"> BS放送 東経110度CS放送 	<ul style="list-style-type: none"> 東経124/128度CS放送 等 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局: 15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) プラン局: 2時間以上	親局: 15分以上 中継局: 2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	—	—	—	—	3万以上

※ 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

事故の報告義務

重大な事故以外の放送停止事故についても、設備等の状況報告として1年ごとの報告を義務付けている(放送法施行規則第127条、第159条)。また、任意で事案発生後の速やかな報告を求めている。

総務省ホームページによる情報発信

- 各放送事業者からの設備等の状況報告をとりまとめ、事故の発生原因や傾向等を分析し、「放送停止事故の発生状況」として例年秋頃に、前年度分の状況について公表。（～令和6年度）。
- 本講演資料も、同ページに後日掲載予定。


[ご意見・ご提案](#)
[ENGLISH\(TOP\)](#)
[MIC ICT Policy \(English / French / Spanish / Russian / 中文 \)](#)

[文字サイズの変更](#)
小
標準
大
ENHANCED BY Google

総務省の紹介	広報・報道	政策	組織案内	所管法令	予算・決算	申請・手続	政策評価
--------	-------	----	------	------	-------	-------	------

総務省トップ > 政策 > 情報通信(ICT政策) > 放送政策の推進 > 放送停止事故の発生状況

放送政策の推進

- ▶ [地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト](#)
- ▶ [放送分野における外資規制](#)
- ▶ [放送分野における情報アクセシビリティの向上](#)
- ▶ [4K・8K放送の推進](#)
- ▶ [放送コンテンツの海外展開の推進](#)
- ▶ [放送コンテンツの製作・流通の促進](#)
- ▶ [衛星放送政策ポータルサイト](#)
- ▶ [ケーブルテレビ政策ポータルサイト](#)

放送停止事故の発生状況

放送は、日常生活に必要な情報や、災害情報をはじめとする重要な情報を広く瞬時に伝達する手段として、極めて高い公共性を有しており、それを支える放送設備には高度な安全・信頼性が求められています。

2011年(平成23年)6月には放送法が改正され、放送の公共的役割を十分に果たすことが出来るよう、放送設備の安全・信頼性を確保するため、認定基幹放送事業者及び登録一般放送事業者等に対し、放送設備の技術基準適合維持義務を課すとともに、放送設備に起因する重大な事故の総務大臣への報告義務等が制度化されました。

あわせて、重大な事故に該当しないものを含め全ての放送停止事故の発生状況について、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者から、1年ごとに総務大臣に報告する制度が設けられました。

総務省では、これらの制度に基づき報告された放送停止事故について、発生原因や傾向を分析、公表し、関係者間で情報を広く共有していただくことにより、放送設備の安全・信頼性の一層の向上を図ることとしています。

- ・ [平成27年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [平成28年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [平成29年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [平成30年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和元年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和2年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和3年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和4年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和5年度 放送停止事故の発生状況](#)
- ・ [令和6年度 放送停止事故の発生状況](#)

総務省トップ

↓
政策

↓
情報通信 (ICT政策)

↓
放送政策の推進

↓
放送停止事故の発生状況

放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

放送法に規定する基準

(設備等の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあっては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

・特定地上基幹放送事業者については、法第112条
 ・基幹放送局提供事業者については、法第121条に、基準への適合維持義務を規定
 ・登録一般放送事業者については、法第136条に、技術基準への適合維持義務を規定

放送法施行規則(省令)に規定する基準

- | | | |
|-------------------|-----------------|------------------------|
| ➤ 予備機器等 | ➤ 防火対策 | ➤ 実施体制 |
| ➤ 故障検出 | ➤ 屋外設備 | ➤ 規程 |
| ➤ 試験機器及び応急復旧機材の配備 | ➤ 放送設備を収容する建物 | ➤ 実務経験等の能力 |
| ➤ 耐震対策 | ➤ 耐雷対策 | ➤ 委託業務の的確な実施を確保するための措置 |
| ➤ 機能確認 | ➤ 宇宙線対策 | |
| ➤ 停電対策 | ➤ サイバーセキュリティの確保 | |
| ➤ 送信空中線に起因する誘導対策 | | |

業務管理体制

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準

第4章第5節 基幹放送に用いる電気通信設備

第1款 設備の損壊又は故障の対策(第102条―第115条の2)

- ・衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第148条に規定。
- ・有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第151条―第154条に規定。

措置項目	措置内容	条文
予備機器等	<ul style="list-style-type: none">・ 機能を代替することができる予備機器の設置もしくは配備、かつ、その損壊又は故障の発生時に当該予備機器への速やかな切替。	第104条
故障検出	<ul style="list-style-type: none">・ 電源供給停止、動作停止、動作不良その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時、これを直ちに検出し、放送設備を運用する者に通知する機能の具備。・ やむを得ず当該機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該設備を運用する者に通知することが可能となる措置。	第105条
試験機器及び応急復旧機材の配備	<ul style="list-style-type: none">・ 放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備。・ 放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備。	第106条
耐震対策	<ul style="list-style-type: none">・ 放送設備の据付けに当たって、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止する、床への緊結その他の耐震措置。・ 通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止する、構成部品の固定その他の耐震措置。・ その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備は、上記の耐震措置は大規模な地震を考慮したものであること。	第107条
機能確認	<ul style="list-style-type: none">・ 予備機器に対する、定期的な機能確認等の措置。・ 放送設備の電源設備に対する、定期的な電力供給状況の確認等の措置。	第108条

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準(続き)

措置項目	措置内容	条文
停電対策	<ul style="list-style-type: none"> • 自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置。 • 自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合、使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保。 	第109条
送信空中線に起因する誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> • 送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置。 	第110条
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> • 自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置。 	第111条
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> • 通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものであること。 • 公衆が容易にそれに触れることができないように設置されること。 	第112条
放送設備を収容する建築物	<ul style="list-style-type: none"> • 放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 • 放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。 • 公衆が容易に立ち入り又は放送設備に触れることができないようにする施錠その他必要な措置。 	第113条
耐雷対策	<ul style="list-style-type: none"> • 落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置。 	第114条
宇宙線対策	<ul style="list-style-type: none"> • 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置。 	第115条
サイバーセキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> • 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置。 	第115条の2

放送法施行規則に規定する業務管理体制に係る基準

第4章第5節 基幹放送に用いる電気通信設備

第2款 設備の運用に係る業務管理体制の整備(第123条の3-第123条の7)

項目	措置内容	条文
実施体制	<ul style="list-style-type: none">設備等維持業務を確実に実施することができる体制の整備	第123条の4
規程	<ul style="list-style-type: none">設備等維持業務を確実に実施するための規程の制定当該規程に基づく設備等維持業務の実施	第123条の5
実務経験等の能力	<ul style="list-style-type: none">設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者について、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力の具備	第123条の6
委託業務の的確な実施を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none">設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置委託先が設備等維持業務を適切に行えない場合等において、委託契約の変更・解除をするなどのために必要な措置	第123条の7

※令和5年放送法改正により制度化

放送停止事故の発生状況

地上系・衛星系の放送※1での停止事故の発生状況①

- 令和6年度における放送停止事故の発生件数※2は263件であり、令和5年度から微増している。
- 令和6年度における重大事故の発生件数は29件であり、放送停止事故全体の約11%を占める。

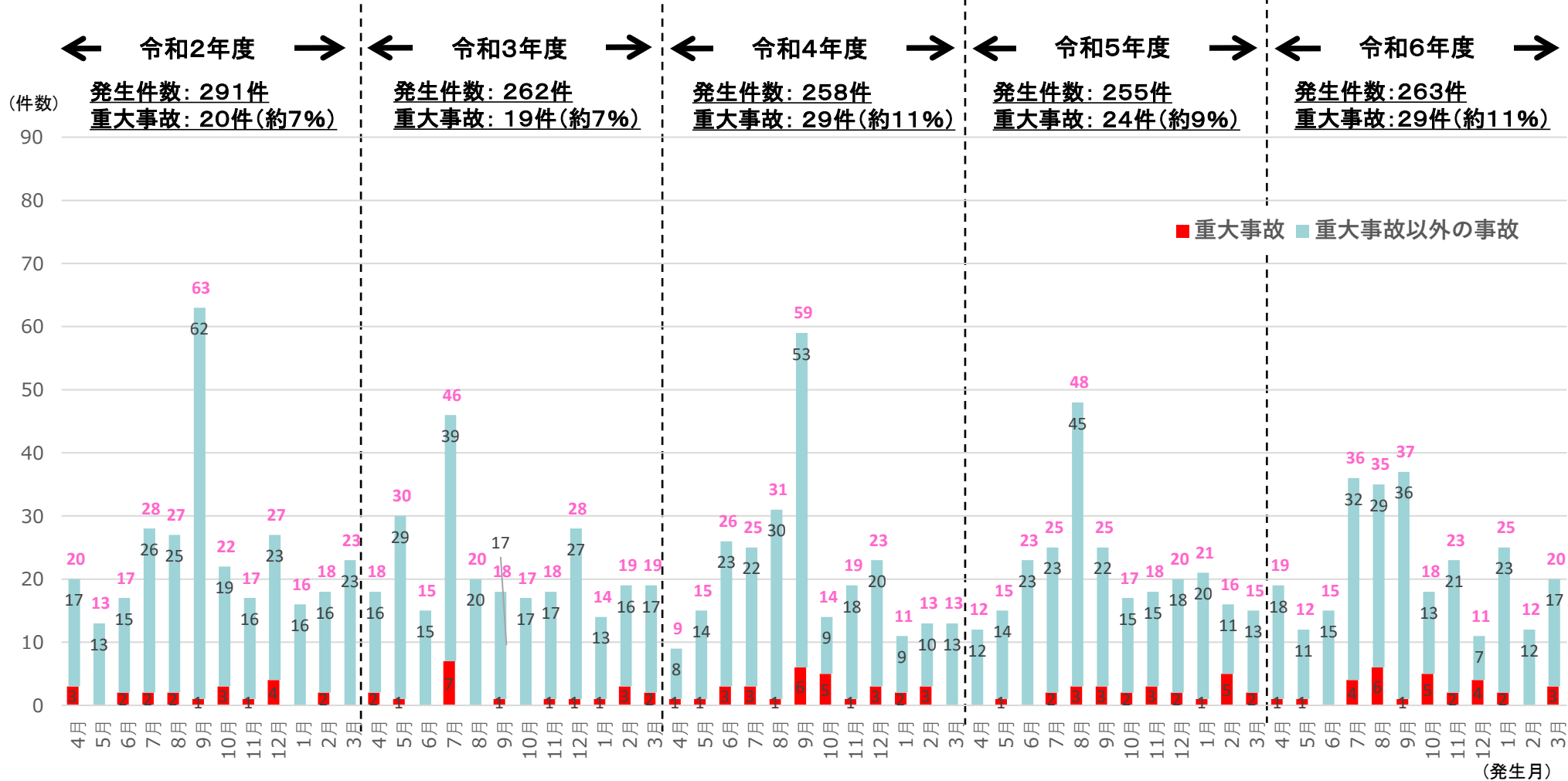
放送停止事故の発生状況

※1 基幹放送、衛星一般放送

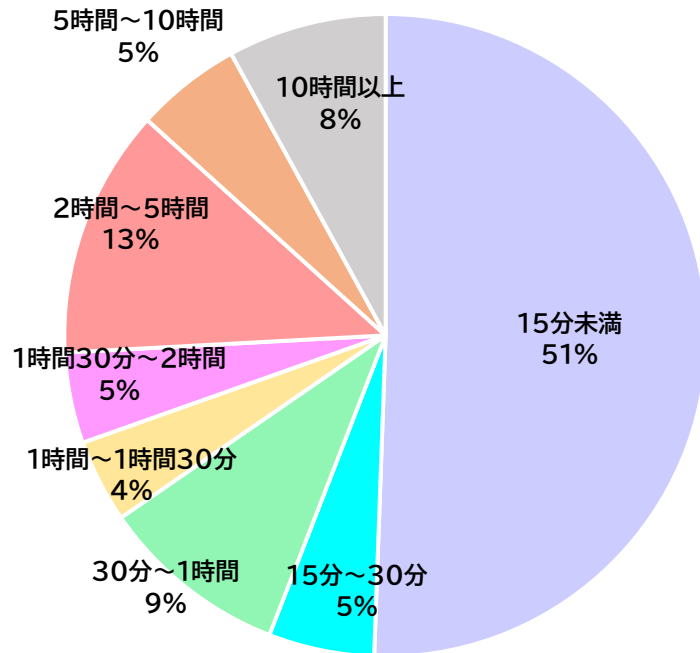
※2 同一地域で同一時間帯に発生した降雨減衰等に起因した障害は、1件として計上。

同一局所で同一原因により断続的に発生した障害は、復旧までの累積時間を障害の時間とし、1件として計上。

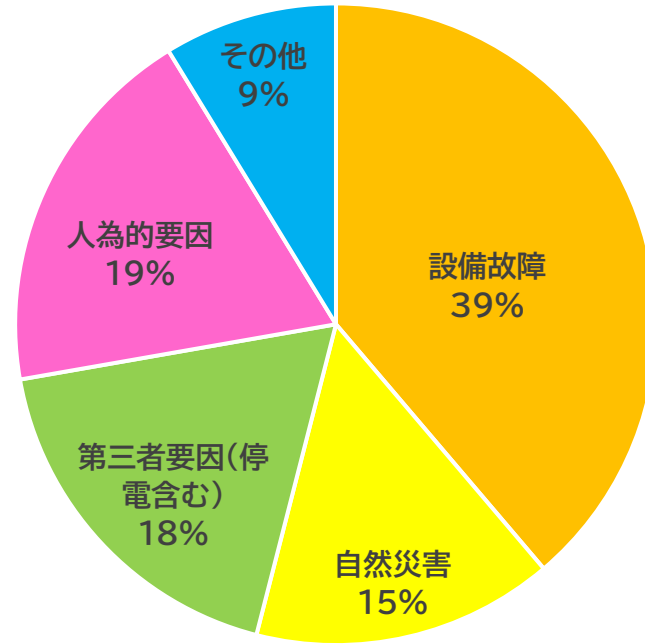
複数事業者の設備が同一箇所に設置されている場合、当該箇所が発生した障害は、1件として計上。



- 放送停止事故 全263件のうち、133件(全体の約51%)が「15分未満」で復旧している。
- 放送停止の継続時間が10時間以上の事故は計21件(全体の約8%)発生し、前年度の23件(全体の約9%)と比べて減少している。令和6年度の10時間以上の事故は、台風に起因するものや落雷に起因するものなど、自然災害が主な要因である。
- 放送停止事故の発生原因としては、設備故障が102件(全体の約39%)と最も多く、次いで人為的要因が50件(全体の約19%)となっている。
- 発生原因が第三者要因の場合は、放送停止の継続時間が「2時間以上」の割合が約半数(48件中23件が「2時間以上」の放送停止事故)である。

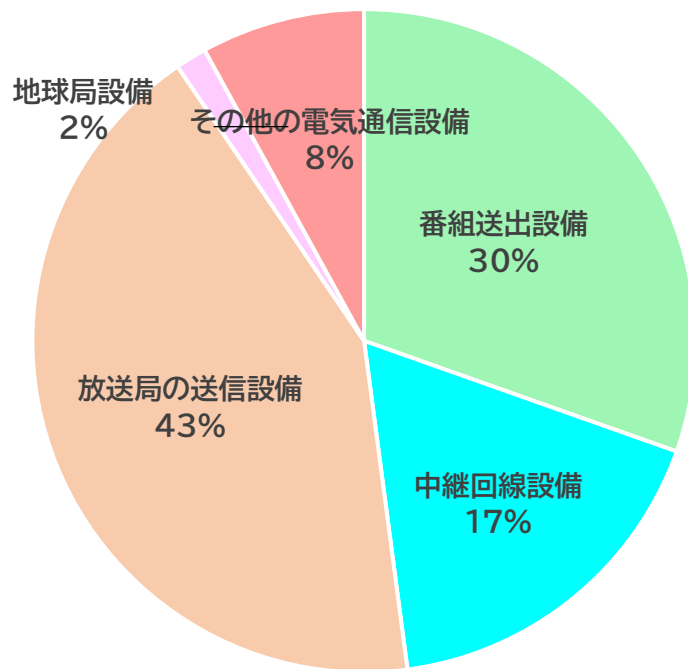


令和6年度 継続時間

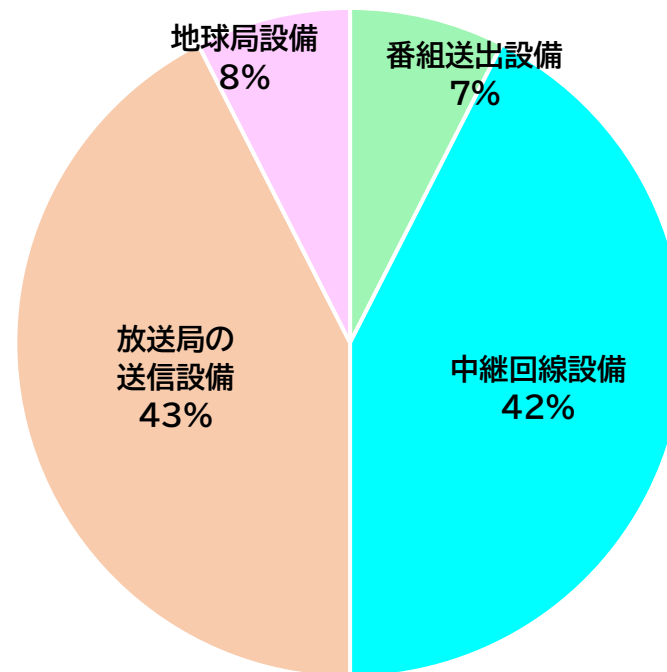


令和6年度 発生原因

- 地上デジタルテレビジョン放送では、前年度に比べて、自然災害及び第三者要因による事故件数が減少(自然災害:24件→19件、第三者要因:18件→13件)している。他方、設備故障及び人為的要因による事故件数は増加(設備故障:35件→37件、人為的要因:14件→15件)している。
- コミュニティ放送では、全体的に事故件数が増加しているが、特に第三者要因及び人為的要因による事故件数は、前年度より増加(第三者要因:15件→27件、人為的要因:14件→27件)している。
- 故障設備の内訳は、放送局の送信設備が約43%、番組送出設備が約30%、中継回線設備が約17%で、これらを合わせると全体の9割を占める。



令和6年度
故障設備の内訳



令和6年度
自然災害における設備の内訳

具体的な重大事故の事例

(1) 設備故障によるもの

No.	発生年月	放送種別 (放送局の規模)	障害事象	継続時間	原因区分	発生原因	措置模様	再発防止策
1	R6.10	地上デジタル テレビジョン放送 (プラン局)	停波	3時間 34分	設備 故障	・商用電源停電のため、非常用自家発電機で放送を継続していたが、長時間の運用により非常用自家発電機が故障。	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による土砂崩れの影響で商用電源が停電、非常用自家発電機が自動起動し電力を供給する。 ・出向路が土砂崩れにより使用できなくなっていたため、別ルートでの調査を行い出向可能であることを確認。 ・毎日給油を続け、放送を継続する。 ・非常用自家発電機が故障通知を発報し停止。蓄電池での放送を継続するも放電終止し停波。 ・作業員の出向、工事業者の手配を行う。 ・現地にて調査した結果、非常用自家発電機の一部部品が長時間運用で劣化したことが原因で停止したことを確認。 ・予備部品に交換し電源供給を再開、放送復旧。 ・仮設発電機を設置し、運用システムを切替えたあと当該非常用自家発電機のメンテナンスを実施。以降、非常用自家発電機と仮設発電機の2台体制とする。 ・商用電源が復電したため、非常用自家発電機の運用システムを元に戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用自家発電機の起動までに使用していた蓄電池に代わり、10時間程度稼働可能な蓄電池を設置。この蓄電池に切替えることで、放送中でも非常用自家発電機を停止させてメンテナンス可能とする。

(2) 自然災害によるもの

No.	発生年月	放送種別 (放送局の規模)	障害事象	継続時間	原因区分	発生原因	措置模様	再発防止策
3	R6.7	コミュニティ放送	停波	8時間 11分	自然 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷によりオートリセットブレーカーが故障し電源喪失。 ・深夜帯に発生したため、停波の認知が遅れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送信所にて電力断が発生し停波。 ・翌朝、職員が無音状態に気づき責任者に連絡する。責任者から電力会社及び電気通信事業者に状況確認のため連絡をする。あわせて保守業者に出向依頼をする。 ・電気通信事業者がリモートによりONUの再起動を試みたが電源断により再起動不可であったため、作業員を派遣する旨を連絡。 ・保守業者が到着後、送信所内の設備が全て電源断となっていたことを確認したため、オートリセットブレーカーを調査。 ・オートリセットブレーカーを「切」状態にして、「入」状態に戻したところ電源復旧し、放送復旧。 ・電気通信事業者の作業員が到着後、雷などの影響を考慮しONU一式を交換。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電検知付きオートリセットブレーカーに交換。 ・緊急対応マニュアルを更新、職員に周知。

有線一般放送での停止事故の発生状況

- 令和6年度における停止事故※¹の発生件数※²は76件であり、このうち重大事故※³は4件で全体の約5%となっている。
- 全体の停止事故発生件数は直近5年間で一番少ないが、重大事故においては令和5年度から微増している。

← 令和2年度 → ← 令和3年度 → ← 令和4年度 → ← 令和5年度 → ← 令和6年度 →

発生件数:93件
重大事故:4件(4%)

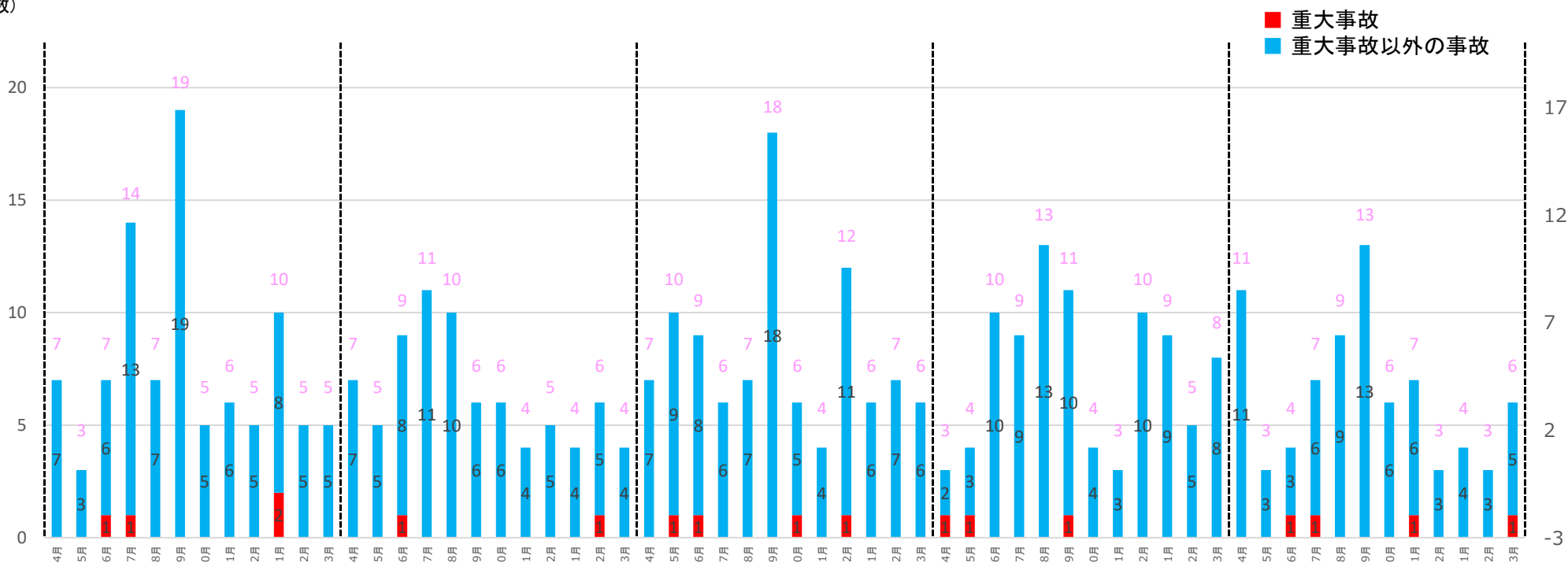
発生件数:77件
重大事故:2件(約3%)

発生件数:98件
重大事故:4件(約4%)

発生件数:89件
重大事故:3件(約3%)

発生件数:76件
重大事故:4件(約5%)

(件数)



※1 報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。

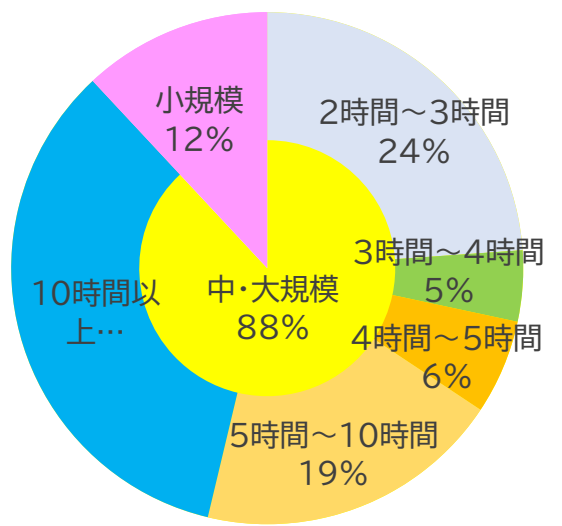
- ・ 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
- ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの

※2 複数事業者又は複数設備にわたって同時に発生した事故は1件として計上。ただし、重大事故とその他の事故が同時に発生した場合は別々に計上。

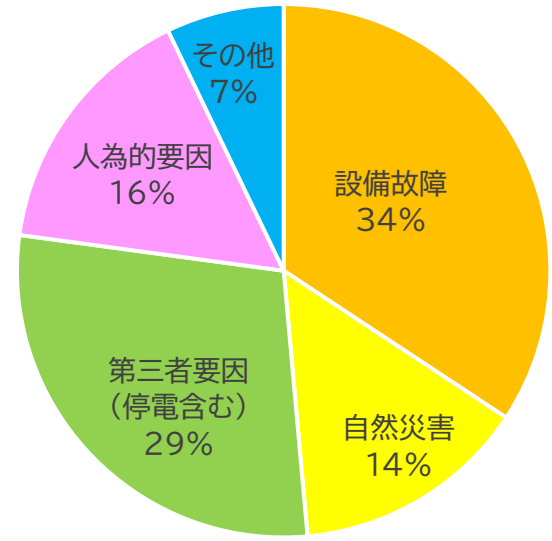
※3 重大事故は、放送法施行規則第157条に基づき以下のいずれにも該当するもの。

- ・ 放送の停止を受けた利用者の数が30000以上
- ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの

- 令和6年度は、令和5年度と同様、10時間以上の停止事故が最も多い。
- 発生原因は設備故障によるものが最も多く、次いで第三者要因による停止事故が多い。
- 発生原因と継続時間の関係を比較した結果、自然災害および人為的要因による事故の場合、長時間停止につながる傾向がある。



令和6年度
継続時間(規模別)



令和6年度
発生原因

放送停止の継続時間と発生原因の関係

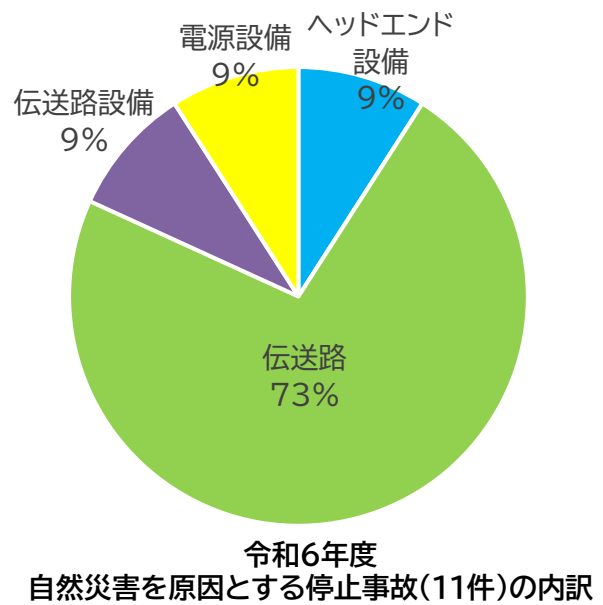
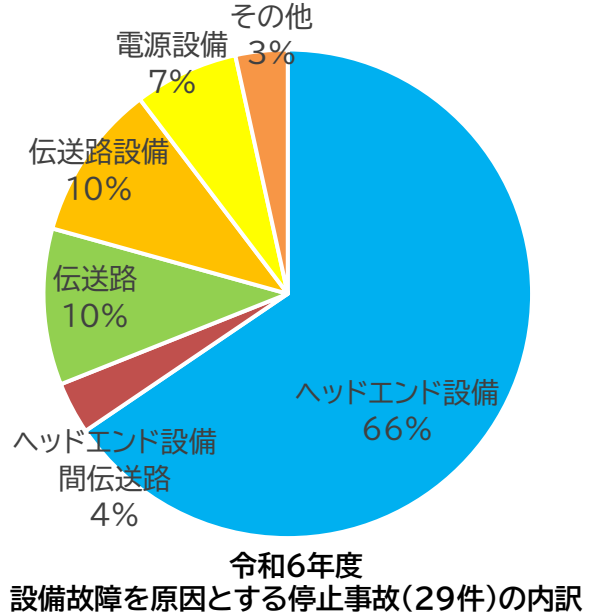
原因 \ 継続時間	設備故障					自然災害					第三者要因					人為的要因					その他														
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度										
2時間～3時間	12	1	13	19	2	16	8	1		2	2	2	2	1	3	1	5	3	3	4	2	1	2		3		1	2	2						
3時間～4時間	4	5	11	1	6	1	1	2		1	2	1	3	2	1			1							1			1							
4時間～5時間	3	6	8	4	2	1	1		2	1	2	2	1	4															1						
5時間～10時間	8	1	5	7	9	6	9	10	5	1	1	5	7	6	1	4	8	2	1	1			2		2			2							
10時間以上	5	4	6	8	2	7	1	18	5	15	10	6	1	9	3	6	7	1	2	1			1	9	1	1	2	1	2						
計	32	2	33	51	3	43	2	24	3	29	19	24	15	10	1	21	1	18	19	1	19	20	5	1	5	2	1	3	1	11	6	2	3	6	5

※ 赤字は重大事故の発生件数を示す(事故件数の内数)

- 直近5年における発生原因は、2年連続で自然災害が第三者要因を下回った。
- 設備故障を原因とする停止事故については、ヘッドエンド設備の故障が約66%となっている。
- 自然災害を原因とする停止事故については、伝送路の破損等によるものが73%を占めた。

発生原因と故障設備の関係

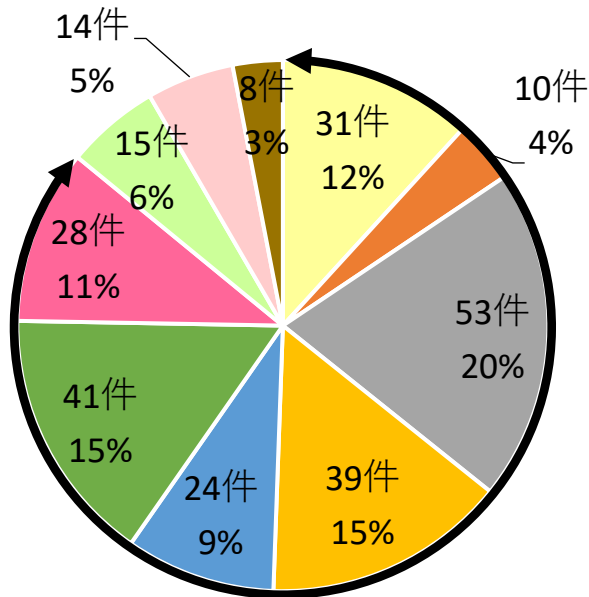
設備 発生原因	ヘッドエンド設備					ヘッドエンド設備間伝送路					伝送路 (幹線、分配線、引込線、その他)					伝送路設備 (光ノード、中継増幅器、分岐器、ルータ、その他)					電源設備 (ヘッドエンド、伝送路、その他)					その他				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設備故障	17	15	22	20	19		1	1		1	2	5	6	7	3	9	6	17	11	3	4	4	4	4	2					
自然災害	1		2	2	1	1	1				18	12	10	9	8	1	3	2	2	1	5	2	7		1	3	1	3	2	
第三者要因 (停電含む)	2				1	1	1				9	13	5	12	9	1	2	7	2	4	5	2	4	2	5	3		3	3	1
人為要因	1			4	8							1					1				1	1			2	3	2	1		1
その他不明	1		1	2	2				1	1	2	1	1	1	1	1									1	2	1	1	1	
計	22	15	25	28	31	2	3	1	1	2	31	32	22	29	21	12	12	26	15	8	15	9	15	7	11	11	6	9	9	3



事業者による復旧措置の状況

- 地上系・衛星系及び有線一般放送のいずれにおいても、ハードウェア交換・修復、系切替、設備リセット・再起動、ケーブル修復・張替など、放送事業者が自ら対応した措置の割合が8割以上と高くなっている。
- 前年度の割合と比べると、地上系・衛星系(約86%→約86%)及び有線一般放送ともに横ばい(約85%→約85%)となっている。

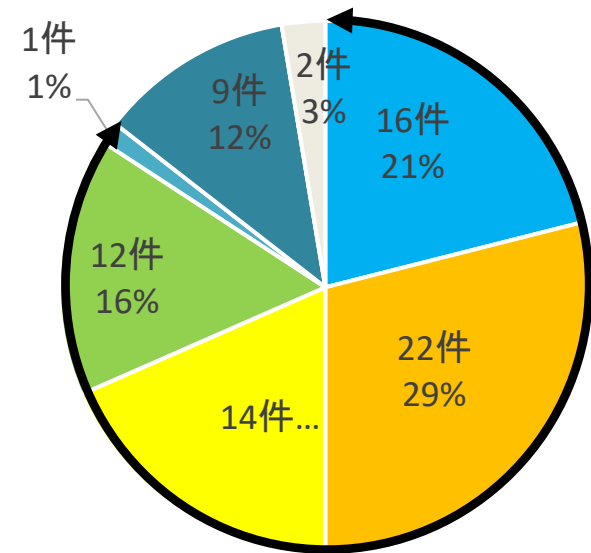
地上系・衛星系事業者による措置の内訳



放送事業者が自ら対応 約86%

- ハードウェア交換・修復
- ソフトウェア修正・設定変更
- 系切替
- 設備リセット・再起動
- 電源の自力復旧 (自家発電、可搬発電機設置)
- 自然復旧
- その他 (入力ミス修正等)
- 電気事業者にて対応 (電力回復)
- 電気通信事業者による対応
- 番組素材を提供する事業者による対応

有線一般放送事業者による措置の内訳



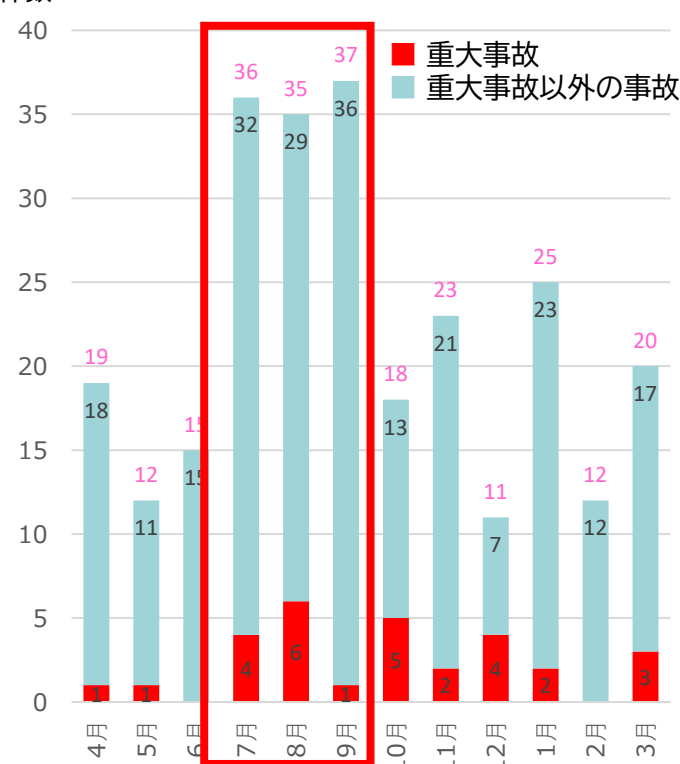
放送事業者が自ら対応 約85%

- ケーブル修復・張替
- ハードウェア交換・修復
- 設備リセット・再起動
- ソフトウェア修正
- 自然復旧
- 他事業者にて対応
- その他

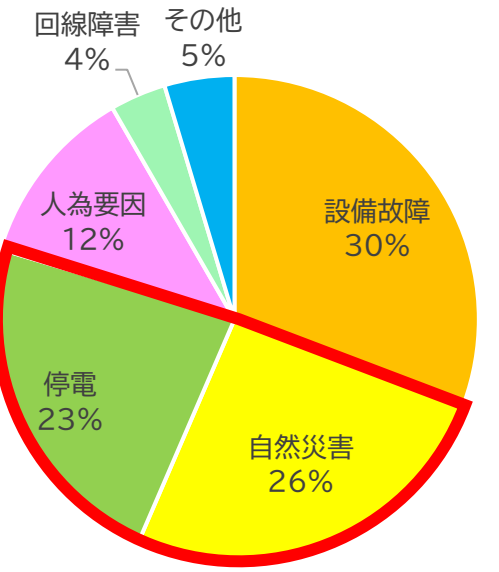
月別件数:	7~9月が最多で季節要因(雷雨・台風)の影響が大。
長時間化要因:	10時間以上:21件。比率が高いのは停電(34.4%)、次いで自然災害・回線障害(各12.5%)。人為要因は4.0%、設備故障は1.0%。
事例にみる特徴:	豪雨・土砂崩れに伴う停電→非常用電源の長時間稼働→故障→現地アクセス困難による復旧遅延というパターン。

⇒設備監視、送信系・電源系・伝送装置の冗長化や予防保全の強化に加え、停電時やアクセス困難時の対策(非常電源の長時間運用、燃料・人員の確保など)が重要。特に小規模・遠隔地の中継局では、電源確保や資機材の搬入に制約があるため復旧が長引きやすく、発電機や燃料の確保、関係者間の連携体制の整備が効果的。

令和6年度の事故の発生件数(地上系・衛星系)



令和6年7~9月の事故の発生原因



長時間化しやすい発生区分 (10時間以上の割合、R6実績)

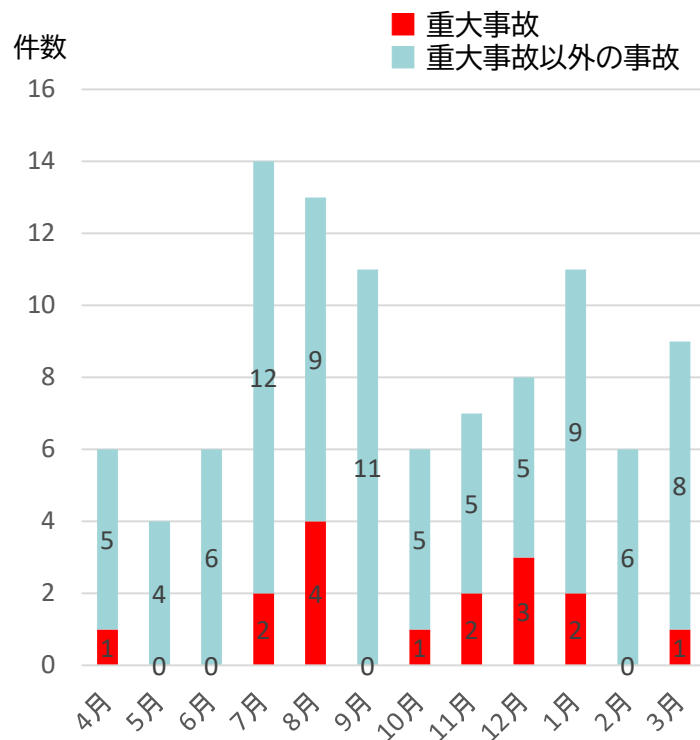
停電	34.4%
回線障害	12.5%
自然災害	12.5%
人為要因	4.0%
設備故障	1.0%
その他	0.0%

全体的な傾向の分析(コミュニティ放送)

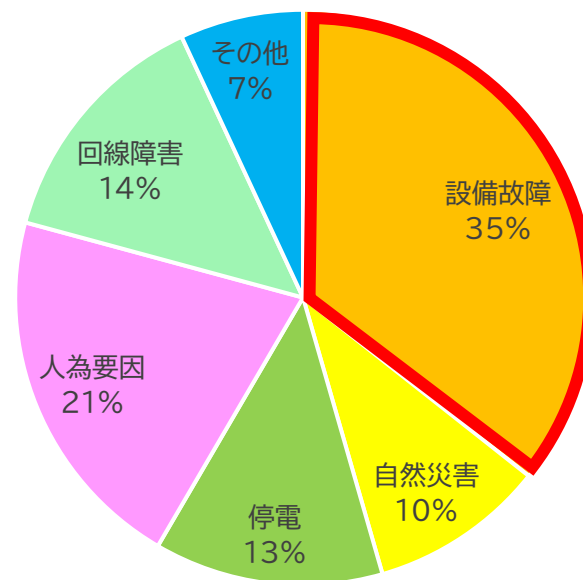
月別件数:	7~9月が最多であるが、通年、事故は発生している。
事故の発生要因:	設備故障が最多、自然災害・人為要因が続き、回線障害も一定。
事例にみる特徴:	ISDN回線装置の故障により、後継機器の調達が困難となり、切替作業にも時間を要した結果、復旧が長期間化した事例が確認されている。

⇒設備監視、送信系・電源系・伝送装置の冗長化や予防保全の強化に加え、停電時やアクセス困難時の対策(非常電源の長時間運用、燃料・人員の確保、道路寸断時の対応)が重要。特にISDN回線装置等の故障により、後継機器の調達が困難であるため復旧が長引く事故が散見されるため、事前の確保や調達ベンダー間との連携体制の整備が効果的。

令和6年度の事故の発生件数(コミュニティ放送)

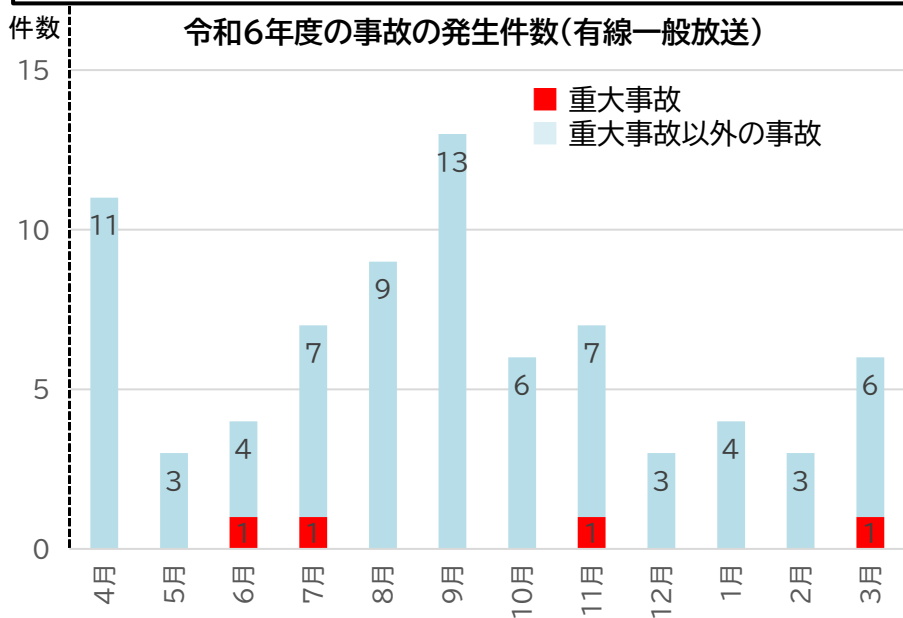


令和6年度の事故の発生原因



月別傾向:	月別傾向: 重大事故は概ね月0~1件、非重大は夏~初秋に集中。R1~R5集計では、重大事故の主因は設備故障(約53%)、次いで人為的要因(約32%)。
自然災害・停電の影響:	無線に比べ降雨減衰の影響は小さいが、台風・地震・落雷に伴う停電や伝送路被害が重大化要因となる事例が一定数。
事例にみる特徴:	山間部・離島などの中継拠点は電源・人員・資機材搬入の制約で復旧に時間を要しがち。地上系と同様、「長時間停電→非常用発電機の長時間稼働→故障」「アクセス困難で作業員・燃料・部材手配が滞る」といった事例が見られる。

⇒経済合理性を踏まえた判断にはなりますが、予防保全を短いサイクルで着実に進め、老朽設備の計画的な更新や重要部品在庫の適正化を図ることが重要。また、拠点ネットワーク機器や電源設備を冗長化し、長時間停電への備えを強化する必要がある。さらに、山間部や離島の拠点については、アクセスが困難となるリスクを前提とした計画を立てることが効果的。



過去の重大事故の発生要因(有線一般放送)

	有線一般放送				
	R2	R3	R4	R5	R6
	年度	年度	年度	年度	年度
設備故障	2	0	3	2	3
自然災害	0	0	0	0	1
第三者要因	1	0	1	0	0
人為的要因	1	2	0	1	0
その他	0	0	0	0	0
合計(件数)	4	2	4	3	4

○自然災害への設備的、人的な備え。

ゲリラ豪雨等により雷害が増加傾向。雷の場合、予備系も含め被害を受け、事故となる例が多い。耐雷対策の二重化(主・予備)や非常電源の運転持続計画(燃料・補給手段・搬入動線)を明確化。自然災害への直接的な備えではないですが、無音・無映像検知の設定も夏季前に再点検を。

○放送設備の更新、メンテナンス時の確認。

設備の更新やメンテナンスに伴い、機器の設定誤り等により事故となる例が多い。変更管理(承認・記録)とロールバック手順、無音・無映像検知の監視強化。

○事故発生の際は、なるべく早く総合通信局等へ一報を。

ご清聴ありがとうございました。

今後、セミナーで取り上げてほしいテーマなどのご要望がございましたら、アンケートにご記入いただけますと幸いです。



**総務省 情報流通行政局
放送技術課 安全信頼対策係**

b-safety@ml.soumu.go.jp

